

京都市職員共済組合細則第1号

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程細則の一部を改正する細則の制定について

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和6年3月15日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程細則の一部を改正する細則の一部を次のように改正する。

第8条の3第3項第2号中「第147条」を「第150条」に改める。

第9条の2第2項中「規程第19条第1項」を「同項」に改める。

第12条の2第2項中「規程第20条第3項」を「同項」に改める。

第15条第1号イを次のように改める。

イ 次に掲げる書類のうちいずれか1点

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、国民健康保険被保険者証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）、健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）、後期高齢者医療保険被保険者証等

別紙1（規程細則第5条関係）組合員等資格・調定業務の項保有個人データ

の内容の欄中「期末手当等月額」を「期末手当等の額、固定的給与、非固定的給与、標準報酬の月額、標準期末手当等の額」に改め、「証交付情報」の次に「、産前産後休業・」を加え、「育休」を「産前産後休業・育児休業」に改め、同紙の短期給付事業の項他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例の欄中「・社会保険診療報酬支払基金へレセプトの返戻」の次に「・柔道整復施術療養費支給申請書等の内容点検等のために必要な情報の委託先への提供」を加え、同項の保有個人データの内容の欄中「レセプト情報（氏名、性別、生年月日、初診年月日、診療日数、入院年月日、医療費総額等）」の次に「住所、」を加え、同紙の福祉事業(1)保健事業関連の項組合の内部利用に係る事例欄中「・保健指導」の次に「、健康相談」を加え、「分析」を「計画」に改め、同項の他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例欄中「・保健指導」の次に「、健康相談」を加え、「・データヘルス分析の委託のため必要な情報の提供」を削り、「・会員制福利厚生事業の委託のため必要な情報の提供」の次に「・データヘルス計画の策定のため必要な情報の委託先への提供」及び「・データヘルス計画に係る保健事業の実施及び結果分析に必要な情報の委託先又は所属所への提供」を加え、同紙の(2)貸付事業関連の項の次に次の項を加える。

(3) 特定健康診査等	(3) 特定健康診査等関連 ・ 特定健康診査の実施に係る業務 ・ 特定保健指導の実施に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査等の実施のため必要な情報の委託先への提供 ・ 匿名化した特定健康診査情報の国等への報告 ・ 他の保険の加入者となった者の特定健康診査情報の 	特定健康診査記録情報(氏名、性別、住所、生年月日、組合員等記号・番号、続柄、受診機関名、受診日、受診費用、健診結果、問診質問、病歴服薬歴等) 特定保健指導記録
-------------	---	---	--

		記録の写しの提供 ・特定保健指導実施のため必要な情報の委託先及び所属所への提供 ・匿名化した特定保健指導情報の国等への報告 ・他の保険の加入者となった者の特定保健指導情報の記録の写しの提供	情報(氏名、性別、住所、生年月日、組合員等記号・番号、続柄、保健指導実施機関名、実施期間、保健指導費用、保健指導結果等)
--	--	---	--

別紙2様式第3号(規程細則第8条の5関係)中「・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第7条第3項)」を削り、同紙記載要領中6の項から9の項までを1項ずつ繰り下げ、6の項として次の1項を加える。

6. 1. の「事務連絡者の氏名」には、必ず連絡が取れる連絡先(電話番号及びE-mailアドレス)を記載すること。

別紙2様式第4号(規程細則第8条の5関係)記載要領中4の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項として次の1項を加える。

4. 1. の「事務連絡者の氏名」には、必ず連絡が取れる連絡先(電話番号及びE-mailアドレス)を記載すること。

別紙2様式第5号(規程細則第8条の5関係)中「・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第7条第3項)」を削る。

この細則は、公告の日から施行し、改正後の京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程細則の規定は令和5年4月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)